

平成29年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 29年4月26日

自治体名 (福祉事務所名)	柏市 (柏市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成28年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			69.3%	75.0%	71.2%	3.8%
<p><現在の状況></p> <p>1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○患者の意向のため 37% ○薬局の備蓄のため 40% ○後発医薬品なし 19% ○その他(医師の判断等) 3% <p>2. 関係機関への説明の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三師会への説明 ○各指定医療機関へ依頼文などを送付 						
<p><対応方針></p> <p>服薬指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自らの判断で先発医薬品を希望した生活保護受給者に対し、ケースワーカーが訪問時に後発医薬品の原則使用について説明。 ○後日、医療機関からの調剤レセプトを確認し、後発医薬品未使用者に対して再度説明を行う。 						
<p>関係機関への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護制度における後発医薬品の原則使用について説明し、協力を得る。 						
<p>薬局における備蓄について</p> <p>特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため)</p> <p>その他</p> <p>後発医薬品数量シェアの高い先進市の取組事例の収集に努める。</p>						
<p><使用促進が進んでいない原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給者の後発医薬品への理解が進まず、同意が得られないことや薬局における備蓄の問題がある。 						
<p><備考></p>						

※ 平成29年央までに75%達成を目指す。